

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-079 改 04(回2)
提出年月日	令和 2年 7月 3日

令和 2年 7月
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護について）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	令和元年11月20日	基準適合性について説明すること。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	設置許可基準規則および技術的能力審査基準要求事項の解釈に関する改正における有毒ガス防護に係る追加要求事項に対する適合性について記載した。 (EP-079 (説) 改01 P3~5 及び EP-079改01 別紙13)
2	令和元年11月20日	屋外風速について、標高28.5mを記載している理由を補足すること。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	地上風を代表する観測点(標高28.5m)における平均風速である旨を記載した。 (EP-079 (説) 改01 P22 及び EP-079改01 別紙4-5-3)
3	令和元年11月20日	プロパンポンベの過流防止弁は横置きのものだけに設置されているか説明すること。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	縦置きのプロパンポンベについて、過流防止弁は設置されていないことを確認した。
4	令和元年11月20日	気体放出の評価式が異なる理由を説明すること。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	ガスの流速が音速以上か否かによって気体放出の評価式が異なるため、その判断式を記載した。 (EP-079改01 (説) P18 及び EP-079改01 別紙4-3-6,9)
5	令和元年11月20日	揮発性が乏しい液体として蒸発量が少ないことを定量的に示すこと。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	液体からのガスの蒸発量は分圧に比例するため、濃度が低い溶液からの蒸発量は低くなる。島根発電所の屋外タンクに保管されている20%塩酸は35%塩酸と比較すると蒸発量は1/400であり影響が十分に小さいことを記載した。 (EP-079改01 別紙4-2-1~2)
6	令和元年11月20日	全面マスク用吸収缶について、チャコールフィルタで代用できる理由を説明すること。	令和元年11月27日 ヒアリングにて説明	島根で使用しているチャコールフィルタは表面積（細孔）を増やすために、アルカリで処理（賦活化）しているため塩化水素などの酸性ガスに対しては吸着性を有するが、終息活動要員の更なる安全性を担保するため、塩化水素用の吸収缶を準備することとする。 (EP-079改01 本文 P55)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護について）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
7	令和元年11月27日	揮発性が乏しい理由をより分かりやすく説明すること。	令和元年12月5日 第806回審査会にて説明	ガス化するかの判断の理由が固体又は固体を溶かした水溶液であることによるか、揮発性が乏しい液体であることによるかを記載した。 (EP-079改02 別紙4-7-1,2)
8	令和2年1月10日	次亜塩素酸ナトリウム除外の考え方を整理して説明すること。	令和2年1月21日 ヒアリングにて説明	次亜塩素酸ナトリウム除外の考え方について、市販で使用されている濃度の例を記載した。 (EP-079改03(説1) P4, EP-079改03 別紙4-2-3)
9	令和2年1月10日	敷地内にある窒息性ガスについて示すこと。	令和2年1月21日 ヒアリングにて説明	敷地内にある窒息性ガスを記載した。 (EP-079改03(説1) P12, EP-079改03 別紙2-9,4-7-1-29)
10	令和2年1月10日	アクセスルートへの有毒ガスの影響について、SAアクセスルート側の対策も踏まえた説明をすること。	令和2年1月21日 ヒアリングにて説明	重大事故等時に使用するアクセスルートでの化学物質の漏えいに対しては、作業現場に向かう際に薬品防護具を携帯することとしており、薬品漏えいが発生していると考えられる場合には、薬品タンクの損壊及び漏えいの状況に応じて薬品防護具を着用し、対応操作現場に向かうこととしていることから、影響はないことを記載した。 (EP-079改03(説1) P17)
11	令和2年1月10日	建屋巻き込みの影響について、評価条件等詳細をまとめ資料に記載すること（緊急時対策所含む）。	令和2年1月21日 ヒアリングにて説明	建屋巻き込み影響の評価パラメータ（Lの値等）を記載した。 (EP-079改03 別紙10-2-5,7)
12	令和2年1月10日	1号炉建物を考慮するに至る理由の概要を追記すること。	令和2年1月21日 ヒアリングにて説明	有毒ガス評価においては、建屋巻き込みを考慮することにより着目方位が増えるため、建屋巻き込みを考慮しないことが必ずしも保守的とはならないため、実態に即して1号炉建物を考慮し、評価していることを記載した。 (EP-079改03(説1) P18~P20)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護について）

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
13	令和2年1月21日	SA対策で準備しているセルフエアセット等を用いた対応についてまとめ資料への記載を検討すること。	令和2年2月4日 第830回審査会合にて説明	別紙13を新たに作成し、その他要員への有毒ガス影響がないことを記載した。 (資料1-2-3 別紙13)
14	令和2年1月21日	緊対所の評価対象方位の選定の図を追加すること。	令和2年2月4日 第830回審査会合にて説明	緊対所および重要操作地点の評価対象方位の選定の図を追加した。 (資料1-2-3 別紙10-2-8~10)